

会 議 名 議会改革特別委員会

開閉日時 平成26年6月18日(水) 午前11時45分～午後0時24分
(休憩:午後0時09分～0時18分)

会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川 広昌、 2番 黒川 美克、 3番 柳沢 英希、
5番 柴田 耕一、 7番 杉浦 辰夫、 11番 鷺見 宗重、
14番 内藤 皓嗣、 15番 小嶋 克文
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

浅岡保夫、幸前信雄、北川広人、鈴木勝彦、内藤とし子、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第42回の検討結果について
- 2 議会報告会開催報告の議会だより等での公表について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げ、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会第42回の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会第42回検討結果について」を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

意 見 な し

委員長 ないですか。

意 見 な し

2 議会報告会開催報告の議会だより等での公表について

委員長 市議会だより、ホームページでの公表内容について、協議いたします。過日の特別委員会で、内容、もう一度、ちょっと皆さん見ていただけますか。お手元、持ってみえますか。委員会、5番目の「各委員会の報告後質疑以外で、

本日の報告に関するご質問等」と6番目の「その他、高浜市議会に対してのご意見等」、この2つについて、先ほど言ったように正副委員長の案を提出するということになっていましたので、この部分の5)番については、2段目の第6次高浜市総合の反対、賛成の意見の説明が速すぎてわかりにくかった。もう少しゆっくりと。P15公園・緑地の項について緑化計画との関連は。これについてと、下の、面積の小さい本市ですが、空(荒)地を各所に目にしますが、TPPとは別の観点ですが、高齢者の能力(別に)生涯現役とかに農地空地の有効利用の増進はどうかよろしく。この2つを委員長、副委員長で、載せたらどうかということでしたが、御意見はどうでしょうか。3番、柳沢委員。意(3) 賛成させていただきます。

委員長 ほかに、御意見は。

「なし。」と発声するものあり。

委員長 それと下の6)番、「その他、高浜市議会に対してのご意見等」。この一番上の部分ですね、高浜市総合計画について、賛成意見は安易に今までのことを続けていけばよいということが見え見えです。市民の本音に切り込んで計画されたものではなく、言葉面もツラツラとあちこちから持ってきた文面をくっつけただけのように思えてなりません。形だけの議会、市政になっていることにあらためてガックリしました。市民菜園の件につきまして、住民にやさしいまちづくりを目指しているのならば、条例はそのままのこすべきではないでしょうか。やさしい条例づくりのために議員さんたちは力を尽くすべきではないでしょうか。この部分と、上から4つ目のマイナンバー法についての対応が現在どこまで進んでいるのか。個人情報との議論がまだ解決したとは言えないのでは。この2項目について、委員長、副委員長で載せたらどうかということで、皆さんの意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

「いいですよ。」と発声するものあり。

委員長 はい、一応、あくまでも今回の議会だよりのほうには、この質疑の内容については載せてですね、回答については、次回の議会だより及びホームページでの回答をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それで先ほどの2項目について、委員長、副委員長で回答の担当を案として決めさせていただきたいということで、上の5番目の第6次総合計画云々の部分、これはこの特別委員会のメンバーではないのですが北川議員のほうへ頼んで、議会報告会で発表された部分もありますので、どうでしょうかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 いいですかね。では、北川議員のほうにお願いいたします。下のほうの空き地の部分ですね、この部分は鷺見委員のほうへお頼みしましたものだから、その辺は、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長指名ですね。」と発声するものあり。

「委員長指名なんだけど。」と発声するものあり。

委員長 はい、それと下の部分の2項目についてですけど、6)番の一番上ですね、高浜市総合計画のここの云々、市民菜園の部分が含んでいるところですね。これも同じく、鷺見委員にお願いしました。それからマイナンバーの部分ですね、これは柳沢委員のほうで回答を、一応、出させていただいて。回答を議会だよりの何か、一応締めが。

「26日。」と発声するものあり。

委員長 26日ですか。になっていますので、できましたら、それに間に合うように案を出していただき、後日、議会改革特別委員会の場で、その内容について皆さんの意見を伺いたいと思いますので、よろしいでしょうか。11番、鷺見委員。

意(11) 僕の分がちょっとハードなんですけど。どっちかというか、下のほうね、総合計画についても書いてあるので、ここの部分は何とか委員長さんのほうで、何とかしていただけないかなというふうに思うんですけど。ちょっと、これではハードではないですか。

「頑張る。」と発声するものあり。

委員長 どうですか、今、鷺見委員がほかの方ということの御意見がありました。

「頑張ってもらおう。」と発声するものあり。

委員長 どうですか、鷺見委員、お願いできますか。

意(11) ええー。

委員長 いいですか。

意(11) では、もう。それでも、大分、その大変かなというふうに思うんですけど。

委員長 ああ、そうなの。

意(11) だから。

「どこになるのかね。」と発声するものあり。

委員長 11番。

意(11) お願いしたいなど。本当は、お願いしたいと思うんですけど。

委員長 ほかの委員の方、どうですか。3番、柳沢委員。

意（３） この６）の「その他、高浜市議会に対してのご意見等」、今、鷺見委員が言ってみえた「総合計画について、」で始まっているものなんですけど、これ、どこの部分に対して回答を出して行くわけですか。この総合計画とか。

委員長 まあ、上の質問のとは違っても。

意（３） 市民菜園のこととか。

委員長 御意見等ということですので、答え方もなかなか難しい面もあると思うんですけど。

意（１１） ２つ答えなければいけない。

委員長 そういうことですね。

「市民菜園と。」と発声するものあり。

意（１１） 市民菜園と総合計画の。

委員長 市民菜園です。

「総合計画。」と発声するものあり。

委員長 １４番、内藤委員。

意（１４） 総合計画については、僕、この前ちょっと言ったんですけど、この方は総合計画そのものをね、基本計画そのものを勘違いしてみえる。何か、総合計画の基本計画に基づいた実施計画の観点に見てみえるものですから、それが市民菜園とこう連携していると思うんですけど。基本計画そのものは、具体的に何をやるとかいう事業計画ではないものですから、それを何か事業計画を決めるような感覚で総合計画というものを認識してみえるものだから、その誤解は解いておかなければいけないではないかというふうに、この前言ったんですよね。全然、違うんですよね、それは。基本計画に基づいて、そうだから市民菜園もあるかもしれないけど、実施設計においてはね。だから、この方は、ちょっと全く総合計画というものの意味を理解してみえないのではないかなという。そういうふうに思ったから、この前のときには、理解をするために総合

計画というのはこういうものですよということを一言いっておいてもいいのかなというふうに思ったんですね。

委員長 3番、柳沢委員。

意(3) であれば、どこに対して答えるというのを明確にしておけば、鷺見委員も書きやすいと思いますけど。

意(14) 私は、そういうふうに理解していたということです、前段の部分に対して。

「いや。」と発声するものあり。

委員長 11番、鷺見委員。

意(11) でも、この場でちょっと一致というか、この、どういうふうに答えていくのかというのをある程度というか、ちょっと、ヒントをいただけないかなというふうに思うし、やるに当たってはね。ちょっと発想が貧困ですみませんけども。

委員長 2番、黒川委員。

意(2) 実は、この中で市民菜園の件について条例を残すだとか云々という部分がありますけれども、実際に、条例に残さなかったのは、いわゆる現物がなくなってしまいうわけですね。そうすると、それでは市民菜園条例つくっても、それが、例えば、全然ないのに条例を残しておくという事はできないわけなので、結果、廃止してしまったわけなので、僕らがいくら力んだとしても、市民菜園をどこかに、別につくればよかったんですけども、それが、できなかったものだから条例がなくなっているわけですので、その辺のところの説明をきちんとして、こういう具合で条例がなくなりましたけれども、もしも、ほかに市民菜園ができて、設置及び管理条例をつくらなければいけない条例になれば、当然、そのときには、また設置及び管理条例つくるわけですので、そういうような形の事を説明すればいいのではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長 11番、鷺見委員。

意（１１）　そこは、僕が反対討論をしたところなんですけど。要は、残してね、やるという方法もあると思うんですよ。

意（２）　それは、できないでしょう。ものがない。

意（１１）　ものがなくても、その空欄にしておいて、あとで。

「それは、できないよ。」と発声するものあり。

意（２）　それは、法律上できない。

「神明町にあります。」と発声するものあり。

意（２）　そう言われるのであれば、市民菜園をどこかにつくれという、これしかないです。

「神明町。」と発声するものあり。

意（２）　設置及び管理条例だから。

意（１１）　はい。

意（２）　設置及び管理条例なので、そのものがなければ。だから、あそこのところの市民菜園を廃止してしまうので、条例を廃止してしまったわけですので。

意（１１）　わかりました。ちょっと、そこは。

意（２）　文書法規で確認するというと、わかると思う。

意（１１）　確認します。

意（２）　そうでなければ、条例を残しているはずだもの。

委員長　いいですか。一度、出していただいて、その内容をちょっと。１４番、内藤委員。

意（１４）　今の市民菜園の件は、この前も私言ったんですけど、質問とか意見があったときに、的確に答えられていなかったという、ちょっと、こう行き

違いみたいな感じで、納得されていない部分があるような気がしたんですね、来ていただいた方に。だから、それはここできちんと回答しておいておかないといけないと思うよ。

委員長 はい、わかりました。いいですか。3番、柳沢委員。

意(3) 26日までに出すということだったんですけども、その前にどこかでチェックするとか、何かあるんですかね。

委員長 この場へ出していただければ。ですから、それまでに出していただければ、皆さんに配って、まだ次回の委員会の日にちが決まっていないものですから。その内容によって、また改めてそのときに、この場で見てもらう。

「ということは。いいですか。」と発声するものあり。

委員長 3番、柳沢委員。

意(3) 最初の締め切りが26日ということなんですか。

委員長 そうです。

意(3) 最終的にはもう、また別日ということ。

委員長 はい、そうです。提出期限として26日ということですので。

「原稿を、ですね。」と発声するものあり。

委員長 はい。

「だから、その前に、ここでチェックしなければいけないですね、この場で。」と発声するものあり。

委員長 日にちありますか。

「やるしかないですよ。」と発声するものあり。

「大変だ。」と発声するものあり。

「原稿を一任と言っては無理なので、言ったかもしれないですが、一任できるのかどうか。」と発声するものあり。

「一任とは。」と発声するものあり。

「最終日の25日。」と発声するものあり。

委員長 25日。

意(15) 25日に、一応、こちらのほうに出してもらって、一応ね。確認させてもらって、よかったら編集委員会へ。

「25日はきついな、午前中。」と発声するものあり。

「ここしかない。」と発声するものあり。

委員長 今、副委員長のほうからあれなんですけど、25日までに出してもらって、それを皆さんにお配りして、そうすると委員会を開かなければ。

意(15) そういうことだね、本会議終了後。

委員長 いや、実際この。

意(14) なので、この回答はインターネットですよ。

委員長 そうです。ホームページだから、実際。

意(14) ホームページに出すのは、先に決まっているので、いいですよ。

委員長 はい。

意(15) まだ時間があるからいいですね。

委員長 はい、そうです。ですから日にちとして、あくまでも回答は26日までに出して、その議会だよりに回答を載せるわけではないものですから、はい。ですからいいですか、この辺の日にちの。

「ちょっと。」と発声するものあり。

「では、もっと後でもいいのでは。」と発声するものあり。

「だから、インターネットに載せる日にちを決めなければいけない。」と発声するものあり。

「後でもいいですよ。」と発声するものあり。

委員長 11番、鷺見委員。

意(11) もうちょっと延ばしていただけないかと思います。

委員長 延ばす。

「それでいいのではないですか、しっかり書けるので。」と発声するものあり。

委員長 どれぐらいあれば出きますか。

意(11) そうですね。7月1日ぐらいで。

委員長 では、今月末まででいいですか。

意(11) はい、納得します。

委員長 では、担当の方、先ほど6月26日と言いましたけど、この6月30日までにということで、原稿を出していただくようお願いいたします。

委員長 3番。

意(3) 編集委員会さんのほう、「ぴいぷる」を出しますね。それで、インターネットのほうはそれにあわせて、質問とかもこれ全部載せていくわけですよね。これ、いつごろホームページのほうに反映していくのか。

「7月2日に。」と発声するものあり。

委員長 5番、柴田委員。

意(5) 7月2日に編集委員会がありますので、そのときに一度委員長と相談させていただきませうけれど。

委員長 7月2日でやれば、先ほど、その回答の返事を正式に。3番、柳沢委員。

意(3) なので、市民の皆さんのお手元に、その「ぴいぷる」が届いたときにはもう見るわけなので、そのときには、ホームページも載っていないわけでは、そこら辺も、日にちをちょっと逆算していただいたほうがいい

のかなと思います。

委員長 副議長。

意（副議長） 議会だより「ぴいふる」の原稿の締め切りは、一応、26日、できれば午前中までということをお願いをしていると思いますので、その内容で、議会報告会のこのアンケート結果の内容については2ページの枠の中で整理をして、そのときに原稿を集めて、次の日に印刷屋さんのほうに出すという形のスケジュールにしております。そういうことで、翌月の2日の日には編集委員会を行いますけども、そのときには出稿した原稿がどうなっているかということで、校正をそこでやります。そんな日程になります。それで、今、言われた広報8月1日号に議会だよりの「ぴいふる」は折り込まれますから、8月1日号ですから、町内会の班長さんのところには、5日、6日前ぐらいには配られる。だから、7月24、25日の辺にはもう手元に行くというふうになると思います。そういうふうでよろしいですか。

委員長 5番、柴田委員。

意（5） まず「ぴいふる」の開催日ですけど、一番最初が7月2日、次が7月7日、月曜日ですけど、次が7月15日、それが最終ですね。そこであれですね。

委員長 いや。

意（5） なので、2日のときに、ある程度のページ数さえ、どちらにせよ2ページ以内に入れるということですので。

「回答。」と発声するものあり。

委員長 いや、回答はそれに、今回は載せないという。

「載せないことに。」と発声するものあり。

意（5） はい。

「ホームページに載せればいい。」と発声するものあり。

委員長 なので、別に、それは。

意（５） 別に。

「関係ない。」と発声するものあり。

意（５） はい、わかりました。

委員長 ２番、黒川委員。

意（２） 今回の市議会だよりの編集委員でアンケートの部分は、僕がつくることになっていきますので、だから、一応ですね、今、皆様方のお手元に配ったアンケートの集計結果がありますので、それをとりあえず僕がプリントアウトして、それで、今のレイアウトの中に入れて、それが、例えば、２ページを超えてしまうだとか、それから、少ないだとか、あと特別委員会の設置のことやなんかもありますので。そういった部分も含めて、レイアウトやなんかを考えていきたいと思っておりますので、なので、それが６月２６日の午前中までには僕がつくって出します。それで見て２日のときの編集委員会で議論をしていただければいかがかなというふうに思うんですけども。

委員長 今、黒川委員が言われたあれなんですけど、ページ割が２ページというのは、前から決まっています、今回、その中で、５番、６番の中でどれを載せるかということで、先ほど言った２項目ずつを載せるということですので、枠は空いてくると思いますので、それは問題ないと思うんですけどね。２番。

意（２） 枠が空いたときには、今、言った特別委員会だとか、そういった部分のやつは入ってきますので。それでは、一応、私がつくる原稿の中では、今、言った４項目。そのやつを入れるということで作らせていただきます。

委員長 １５番、小嶋委員。

意（１５） いろいろちょっとまざっていますが、結局、回答は今月中ということで、これで終わりです。

「これでいいですか。」と発声するものあり。

委員長 いいです。それで、今、言われたあくまで回答の期限は今月中であって、その内容についての検討は、また、次回のこの特別委員会の場で、出された内容の答えを皆さんで御意見いただくということで、それでいいですか。

「ちょっと、休憩してくれますか。」と発声するものあり。

「ちょっと。」と発声するものあり。

委員長 14番、内藤委員。

意(14) それでいいかと思うんですけど、できれば、この会議の1日か2日前に、これを渡していただくと事前に目を通しておきますので、お願いしたいと思います。

委員長 はい、わかりました。では、あくまでもこれ6月30日が期限ですので、それ以後に議会改革特別委員会の日にちを決めますので、お願いいたします。

「委員長、暫時休憩を。」と発声するものあり。

委員長 暫時休憩。

休憩時間 午後 0時09分

再開時間 午後 0時18分

委員長 再開させていただきます。今、休憩中の中で、今回、質問等、それから、意見等で2項目、委員長、副委員長で案を出させていただいて決めましたけど、今、休憩中の中でも話がありました質問項目、それから、意見等の中で、それに対して答える趣旨的なものを、一度、委員長、副委員長でちょっと一応まとめさせていただいて、改めてその質問の内容というんですか、このことに

ついて回答お願いしたいというのを outs せていただくということで、よろしいでしょうか。

「ないです。」と発声するものあり。

委員長 いいですか。ですから、今、言った6月30日というのは、ちょっと外して、載せるのは、先ほど言ったみたいに「ぴいふる」は、2項目というのはそのまま載せていただいて結構ですので。それでいいですか。

「わかりました。」と発声するものあり。

委員長 では、今回、議会報告会開催報告の議会だより等での公表について。これについては、意見の取りまとめとしてですね。これについてほかには、御意見はいいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ただいま協議いただきまして、そのようにさせていただきます。後、御異議がないようでしたら、そのようにさせていただきます。

3 その他

委員長 一つ、「その他」を議題といたします。

「日程を決めてください。」と発声するものあり。

委員長 では、次の議会改革特別委員会ですね、次回の日程。先ほど言ったみたいに、委員長、副委員長のほうで意見、質問等の、皆さんに依頼する内容を、一応、 outs せていただくということもありますので。

委員間で、次期開催日の日程調整。

委員長 それでは、7月7日、月曜日、10時から議会改革特別委員会ということで、お願いいたします。以上、日にちが決まりましたので、以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 0時24分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長